

実施支援室からのお知らせ

2022. 9. 14

～完了実績報告の提出期限について～ (令和3年度地域型住宅グリーン化事業：補正予算・追加予算)

完了実績報告提出期限までに事業完了した住宅は、下記の提出期限までに完了実績報告書を提出（実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンを押下）しなければなりません。提出期限を過ぎると「実績報告を実施」ボタンは非表示となり、完了実績報告ができず、当該住宅は、補助金が支払われませんのでご承知おきください。

なお、提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

完了実績報告提出期限 **令和4年10月31日(月) (期限厳守)**

ただし、気象、資材調達、新型コロナウイルス感染症等の影響により工事が遅れ、かつ、令和4年11月30日までに事業完了の見込みがある場合は、令和4年10月31日(月) (期限厳守)までに、延長申し出に関するシステムに入力^{※1}（以下、本延長手続きという）することにより、完了実績報告の提出期限を「令和4年11月30日(水) (期限厳守)^{※2}」まで延長^{※3※4}します。提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出することとしていますので、遅れないようにしてください。

なお、売買契約による住宅において上記と同じ理由で令和4年10月31日までに事業完了できない場合は、令和4年10月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り、本延長手続き^{※1}をすることにより延長の対象といたします。

また、提出期限間際（令和4年10月1日から10月31日まで）に事業完了した住宅については、書類等の整理期間を考慮し、上記の工事遅れ理由とは別に本延長手続きの対象とし、令和4年11月30日まで延長します。可能性ある場合に手続きしてください。その場合、期限内でも書類が整い次第、速やかに完了実績報告を行ってください。

- ※1 延長申し出に関するシステムは令和4年10月3日（月）公開予定です。詳細は令和4年9月中旬にご案内します。
- ※2 延長後の提出期限（令和4年11月30日）間際に事業完了したものであっても、延長後の提出期限の猶予は行いません。必要な書類は予め準備し、提出期限に遅れないでください。
- ※3 令和4年10月31日(月)までに延長申し出に関するシステムに入力がなかった住宅に関しては、延長の対象になりませんのでご承知おきください。
- ※4 一旦非表示になった実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンは、11月10日頃に、延長の対象となった住宅に限り令和4年11月30日まで表示されます。

(次ページへ続く)

◆事業完了とは

請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。
売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。

※「工事が完成した時点」は次のとおり判断いたします。

- 確認申請が必要な地域 検査済証の交付日
- 確認申請が不要な地域 提出される書類に応じて次のとおりとします。
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日
 - ・ 建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
 - ・ 建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

《重要》

次の何れかに該当する場合は、事業廃止の手続きを行っていただきます。

- 令和4年10月31日までに、完了実績報告の提出又は延長申し出に関するシステムへの入力の何れもなされない場合
- 事業完了していないにも関わらず、事業完了したとして完了実績報告が行われた場合
- 本延長手続きが行われた住宅であっても、審査時等において令和4年9月30日以前に事業完了していることを確認した場合や、申し出の申告内容と完了実績報告の内容に著しい相違や不正があった場合
- 審査時等において提出期限までに事業完了していないことを確認した場合

※提出期限内に届いたものであっても、完了実績報告が整っていない場合や延長期間内に事業完了し1か月後の日を過ぎて完了実績報告が提出された場合は、審査等を中断し、対応を後回しにします。後回しになったことで対応時間が短くなることや、時間切れで補助金の支払いができなくなることがあります。また、審査等の質疑に対して回答期限までに回答がなされない場合は、そのことをもって実績報告を取り下げてください。ご承知おきください。

※このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。

※延長しても令和4年11月30日までに事業完了の見込みがなく、かつ現時点で着工していない物件については、令和4年度事業への切り替え等をご検討ください。ただし、この場合、令和3年度の交付決定額を令和4年度の交付申請に振り替えるものでなく、改めて令和4年度事業の予算（配分）内、かつ令和4年度事業の要件、手続き等を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和3年度の当初予算は、6月16日にお知らせ済みの提出期限から変更ありません。

以上

長寿命型等実施支援室
高度省エネ型等実施支援室

(参考)

事業完了時期		9月	10月	11月	12月	1月	備考
【1】 9月30日までに 事業完了する 場合 ※延長の対象に なりません	事業完了時期	→					9/30までに事業完了したものは、10/31までに完了実績報告を提出していただく必要があります。
	完了実績報告提出時期	→					
	(事例)	1-1	○	●			
	1-2 1-3	○	●	●] (事業廃止) 10/31までの完了実績報告が未提出 9/30までに事業完了しているため延長の対象にならない
【2】 提出期限間際に 事業完了 (10月1日から 10月31日) する場合	事業完了時期	↔					10/1～10/31までに事業完了したものは、10/31までに延長手付きを行った場合に限り11/30まで延長します。
	完了実績報告提出期間	←			→		
	(事例)	2-1	○	◆	●		延長手続きを行わない場合は10/31が完了実績報告期限 延長手続きを行っても10/31までの完了実績報告は可能 10/31間際の事業完了は、延長手続きを行ってください
	2-2	○	◆	●			
	2-3	○	◆	●			
	2-4	○	◆	●			
	2-5	○			11/1] (事業廃止) 延長手続き未了で10/31までの完了実績報告が未提出 延長手続きされたが11/30までに完了実績報告が未提出
2-6	○	◆		11/9			
【3】 11月1日以降に 事業完了する 場合	事業完了時期			↔			11/1～11/30までに事業完了するものは、10/31までに延長手付きを行った場合に限り11/30まで延長します。 11/30間際の事業完了でも11/30が期限です。
	完了実績報告提出期間			←		→	
	(事例)	3-1		◆	○	●] (事業廃止) 延長手続きがされていない 11/30までに事業完了しない 事業完了していないにもかかわらず、完了実績報告がされている 11/30までの完了実績報告が未提出 事業完了していないにもかかわらず、完了実績報告がされている
	3-2				○		
	3-3		◆			○	
	3-4		●			○	
	3-5		◆		○		
3-6		◆			○		

- (凡例)
- 事業実施期間
 - 書類整理期間等
 - 事業完了日
 - 完了実績報告提出日
 - ◆ 延長手続き